

「鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業 環境影響評価準備書」に対する技術審査会答申(案)の形成

| 答 申 案 | 技術審査会からの指摘・質問事項 ※ ○番号は、「資料 1-3」事業者回答と関連しています。 | 備 考 【 委 員 名 】 (専 門 分 野) |
|--|---|---|
| <p>【 1 全般的事項】</p> <p>(1) <u>本準備書の調査区域は、事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域として田川合流点から上流としており、田川合流点から下流の環境影響については、ほとんどないとされている。この調査区域設定の妥当性を各項目の予測結果を用いて評価書に記載すること。</u></p> | <p>① 筒砂子ダムの洪水調節効果が流域全体に及ぶのにもかかわらず、田川合流点から下流の環境影響は、ダム建設前後において殆どないとしている。しかし、このことについては、方法書段階でも指摘しているとおり、田川合流点から河口までの下流についても評価し、その結果について説明すること。</p> <p>⑦ かんがい及び親水など利用の観点から、流域全体的に見た評価結果を記載すること。</p> | <p>【山本会長】 (温室効果ガス) 【太田委員】 (両生・は虫類) 【木村委員】 (水質)</p> <p>【木村委員】 (水質)</p> |
| <p>(2) <u>配慮書相当書類からのダム建設目的・規模の変遷など計画検討経緯の概要について、湛水面積や総貯水量などの具体的な数値を明示した上で、評価書に記載すること。</u></p> | <p>④ 評価書においては、現在の計画に関する配慮書相当書類からのダム建設目的・規模の変遷など計画検討経緯について、引用文献を記載するだけでなく、具体的な数値を基にした経緯の概要が分かるよう図示や記述を行うこと。</p> | <p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p> |
| <p>(3) 対象事業実施区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p> | <p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p> | <p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 騒音</p> <p>イ 対象事業実施区域周辺は、山間地域に位置しているため、都市部の幹線道路を想定して定められている「幹線交通を担う道路に近接する空間」における基準値を準用して評価することは、<u>実態を反映していないと思われる。このことから、準用する基準値について再検討した上で、評価結果を評価書に記載すること。</u></p> <p>ロ 現状で環境基準を満たしているような地域において、<u>騒音規制法の要請限度を準用して評価することは、実態を反映していないと思われるため、準用する基準値について再検討した上で、評価結果を評価書に記載すること。</u></p> <p>ハ 建設機械の稼働に係る騒音については、5%時間率騒音レベルだけでなく、<u>等価騒音レベルも算出した上で予測及び評価し、評価書に記載すること。</u></p> | <p>④ 工事用車両の運行に係る騒音について、環境基準を準用して評価する場合は、「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準値を用いること。</p> <p>⑤ 要請限度は、現状で環境基準を満たしているような地域における予測及び評価の際の基準に用いることは不適切であるため、評価方法を見直すこと。</p> <p>⑥ 建設機械の稼働に係る騒音について、等価騒音レベル L_{Aeq} での評価も行うこと。</p> | <p>【永幡委員】 (騒音)</p> <p>【永幡委員】 (騒音)</p> <p>【永幡委員】 (騒音)</p> |
| <p>(2) 水質</p> <p>筒砂子ダム貯水池における富栄養化による水質及び動植物・生態系への影響に関する評価結果について、<u>影響に対する回避又は低減措置を含めて評価書に記載すること。併せて、上水道水源としての水質の保全対策も評価書に記載すること。</u></p> | <p>⑧ 筒砂子ダム貯水池における富栄養化による水質及び動植物・生態系への影響を明らかにし、その影響回避・低減措置を示すこと。また、上水道水源としての質の保全対策を明示すること。</p> | <p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p> |
| <p>(3) 地形及び地質</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の地すべり地形を評価書に記載した上で、<u>慎重に事業を実施すること。</u></p> | <p>⑨ 近隣の地すべり地形を評価書に記載の上、調査及び設計を進めること。</p> | <p>【千葉専門委員】 (土砂災害)</p> |
| <p>(4) 動物</p> <p>トウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオについて、環境保全措置として実施する卵囊の移植は、<u>産卵場を新設しても成体の生活圏である陸上飽和しているという状況も踏まえた上で、評価書に記載すること。</u></p> | <p>⑩ トウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオについて、環境保全措置として実施する移植は、移植先が飽和状態のため、行わない方がよい。仮に繁殖池を新設しても成体の生活圏である陸上飽和しているため意味がない。有効な保全対策がないことを素直に明記すべきである。</p> | <p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>(5) 植物</p> <p>イ 加美町柳瀬のヤナギ群落（シロヤナギ群落）は、河畔に残存する貴重な群落とされており、試験湛水の影響を確認するため、事後調査を<u>実施すること。</u></p> <p>ロ 環境保全措置についての検討に当たっては、回避・低減、代償の順に優先して行うこととし、<u>その措置の種類（回避・低減及び代償）を評価書に記載すること。</u></p> <p>ハ <u>環境保全措置として実施する個体の移植については、本来の自生の個体と判別が可能な措置を検討すること。</u></p> <p>ニ 濁水流入防止措置の実施を前提として、環境変化が小さいと予測している<u>種については、濁水流入防止措置を環境保全措置として評価書に記載した上で、確実に実施すること。</u></p> | <p>⑫ 加美町柳瀬のヤナギ群落（シロヤナギ群落）は、河畔に残存する貴重な群落とされており、試験湛水の影響を確認するため、事後調査の対象とすること。</p> <p>⑭ 環境保全措置について種類が示されていない。回避、低減、代償の順に優先して検討し、実施不可能な場合はその理由を記述すること。</p> <p>⑲ <u>後日行う希少種調査の際に、本来の自生ではなく、近隣の場所から移動させたものであることが後から分かる事例があるため、判別可能なように対処すること。</u></p> <p>⑮ 植物の予測結果の「直接改変以外」の項目で、濁水流入防止措置の実施を前提として、環境変化が小さいと予測しているものが散見される（例：7.1.6-107 タヌキモ）。濁水流入の防止措置を環境保全措置として記載した上で、確実に実施すること。</p> | <p>【野口委員】 （植物）</p> <p>【野口委員】 （植物） 【牧委員】 （植物）</p> <p>【牧委員】 （植物）</p> <p>【野口委員】 （植物）</p> |
| <p>(6) 生態系</p> <p>イ 河川域の生態系への影響は、<u>事業前後における洪水の発生確率別水位に加えて、継続時間及び流速を示した上で予測及び評価し、評価書に記載すること。</u></p> <p>ロ 河川周辺には、特有の森林（河畔林、溪畔林）が成立するため、<u>落葉広葉樹林の全体面積に占める割合が少ないから</u>、<u>生態系への影響が少ないとは言い切れない。</u><u>このことから、対象事業実施区域内に河川周辺特有の森林がどの程度残存しているかを把握した上で、事業による影響を予測及び評価し、評価書に記載すること。</u></p> <p>ハ 植生の回復の際には、<u>侵略的外来種が対象事業実施区域及びその周辺に侵入及び定着しないように適切に対応することを評価書に記載すること。</u></p> | <p>⑰ 河川域の生態系への影響は、筒砂子ダム建設前後における発生確率別の高水位継続時間及び流速を示した上で評価すること。</p> <p>⑱ 河川周辺には、特有の森林（河畔林、溪畔林）が成立するため、この地域の落葉広葉樹林の全体面積に占める対象事業実施区域の割合が少ないからといって、生態系への影響が少ないとは言い切れない。現在、対象事業実施区域内に本来の河畔林や溪畔林がどの程度残存しているかを把握した上で、事業による影響を予測及び評価すること。</p> <p>⑳ <u>環境配慮として行う外来種への対応について、「植生の回復の際には外来生物法等による特定外来生物及び生態系被害防止外来種を用いない」としているが、法的には問題なくとも環境への影響が大きい植物種は少なくないため、導入に当たっては配慮を行うこと。</u></p> | <p>【太田委員】 （両生・は虫類）</p> <p>【野口委員】 （植物）</p> <p>【牧委員】 （植物）</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(7) 廃棄物等</p> <p>土工事及びトンネル工事等の際に、発生する可能性のある重金属等及び有害物質に関する調査を適切に実施した上で、関係法令等に基づき適切に対応することを評価書に記載すること。</p> | <p>⑱ 土工事及びトンネル工事等の際に、発生する可能性のある重金属及び有害物質に関する調査を適正に実施した上で、関係法令等に基づき適切に対応することを評価書に記載すること。</p> | <p>【千葉専門委員】 (土砂災害) 【山本会長】 (温室効果ガス)</p> |
| <p>(8) 温室効果ガス</p> <p>水力発電を行うことによる温室効果ガスの削減量は、基準とする年度や発電方式、平均値の取り方により大きく異なるため、__発電方式別及び電力会社平均値（各会社の発電方式割合を明示）別に採用年度、試算経緯が分かるように複数の結果を評価書に記載するとともに、その出典を明示すること。</p> <p>また、完成後に工事中の温室効果ガス排出量を確定し、耐用年数を考慮した収支を事後報告書において示すこと。</p> | <p>⑳ 水力発電を行うことによる温室効果ガスの削減量は、基準とする年度や発電方式、平均値の取り方により大きく異なるため、諸発電方式別及び電力会社平均値（各会社の発電方式割合を明示）別に採用年度、試算経緯が分かるように複数の結果を示すとともに、その出典を明示すること。</p> <p>また、完成後に工事中の温室効果ガス排出量を確定し、供用・廃棄に至るまでの収支について事後報告書において示すこと。</p> | <p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p> |
| <p>(9) 放射性物質</p> <p>事業箇所近隣における放射性物質濃度の__調査結果について、評価書に記載するとともに、湛水される区域の土壌について文献等の収集・把握に努め、安全性を確認すること。</p> | <p>㉑ 放射性物質濃度の現況調査結果について、評価書に記載すること。</p> | <p>【石井委員】 (放射性物質)</p> |
| <p>(10) その他</p> <p>鳴瀬川全域の事業後における環境変化について、河川水辺の国勢調査等、既存の調査を活用した事後調査報告について検討すること。</p> | <p>㉒ 鳴瀬川全域の事業後における環境変化について、河川水辺の国勢調査等、既存の調査を活用した事後調査報告について検討すること。</p> | <p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p> |

その他

事務局からの確認又は指導事項とし、答申には含めていない。

- ② 筒砂子ダムの運用として、フラッシュ放流の検討状況について説明すること。 【由井委員】
(鳥類)
- ③ 鳴瀬川の維持流量について説明すること。 【由井委員】
(鳥類)
- ⑩ 環境保全措置を検討する種の選定において、トウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオのみを選定している。溪流依存性の強いキタオウシュウサンショウウオも湛水時溪流が湖水になることで影響を受けるのに選定しない理由を説明すること。 【太田委員】
(両生・は虫類)
- ⑬ 植物の重要な種に対する影響の予測において、影響がないと予測される場合と、影響を受けると予測される(直接改変範囲及び環境変化が及ぶ範囲に生育地が存在する)場合を明確に分けて記述すること。その上で、後者のうち、環境保全措置の実施の有無について、その理由(その種が受ける影響の程度など)を明示すること。
(※諮問時の説明用概要版には記載がなされていなかったが、準備書本編には種ごとに記載があるため、答申には含めていない。)
- ⑯ クマタカについて、供用後も観察を行うとあるが、その期間は、ダム事業で通常行われるフォローアップ調査と同じ5年間とみて良いか。 【由井委員】
(鳥類)
また、サシバについて、供用後の観察年数は何年を予定しているか。
- ⑳ 鳴瀬川総合開発事業のB/Cを提示すること。 【由井委員】
(鳥類)